

令和4年度前橋市任期付職員採用試験案内

令和4年10月3日
前橋市総務部職員課
〒371-8601 前橋市大手町2-12-1
TEL 027-898-6503 (直通)
027-224-1111 (内線)3503

◎ 第一次試験日

令和4年11月27日(日)

◎ 申込受付期間

令和4年10月24日(月)～令和4年11月11日(金)

1 試験区分、採用予定数、受験資格、職務内容及び任期

試験区分(職種)	採用予定数	受験資格(※1)	職務内容	任期
学芸員 (係長級)	1人	次の全てに該当する人 ①昭和37年4月2日～昭和56年4月1日以前生まれで、学校教育法による大学を卒業した人 ②美術館等における職務経験を通算15年以上有する人 ③博物館法に定める学芸員の資格を有する人	アーツ前橋等に勤務し、美術作品に関する調査・研究・保管、展覧会・アートプロジェクト等の企画・実施、教育普及等の学芸業務及び学芸業務の統括者としての業務	5年
学芸員 (一般)	若干名	次の全てに該当する人 ①昭和37年4月2日～平成8年4月1日以前生まれの人で、学校教育法による大学を卒業した人 ②美術館等における職務経験を通算5年以上有する人 ③博物館法に定める学芸員の資格を有する人	アーツ前橋等に勤務し、美術作品に関する調査・研究・保管、展覧会・アートプロジェクト等の企画・実施、教育普及等の学芸業務	5年

採用数は見込み数であり、多少の増減員の要素があります。

※ 上記の受験資格のほかに、次のいずれかに該当する人は受験できません。

地方公務員法第16条に該当する人(以下のいずれかに該当する人)

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 前橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(注) 実務経験に関する注意事項

- ・1年以上の実務経験とは、民間企業等(国又は地方公務員を含む。)において、受験資格に記載されている資格や登録に関する業務について、週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業した経験をいいます。
- ・雇用期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用契約が更新され、同一の職務に継続して従事した場合であって、更新前後の就業期間を合算して1年以上の場合は、その期間を通算することができます。
- ・同一の期間に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみを通算することができます。
- ・休暇・休業・退職等のため、1か月以上継続して職務に従事していない期間(産前産後休暇を除く。)は、職務経験に通算することができません。
- ・職務経験は、月単位で算定することとします。1年未満の期間が生じた場合、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てることとします。
- ・最終合格発表後に、受験資格に定める職務経験に関連する在職証明書を提出していただきます。

2 任期付職員

「任期付職員」とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)に基づき、任期を定めて採用され、1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同じ職員をいいます。

※土・日・祝日を含めたローテーション勤務となります。

3 試験の方法

試験段階	区分	内容
一次試験	教養試験	公務員として必要な一般知識及び能力についての多肢選択式の筆記試験(大卒程度)
	適性検査	職員としての適性を有するかどうかの検査
	作文試験	文章の表現力等についての試験
二次試験	面接試験	面接による人物及び職務に対する適応性等の試験

4 試験日程・会場及び合格発表

(1) 第一次試験

日 時	会 場	合 格 発 表
令和4年11月27日(日) 集合 午前9時30分(時間厳守) [10分前までには、試験 会場に入室してください。]	前橋市役所 前橋市大手町2-12-1 (TEL 027-224-1111)	令和4年12月上旬から中旬 に合格者に限り通知します。

※ 試験当日は、試験開始から試験終了まで携帯電話の電源を切ってください。

(2) 第二次試験

第一次試験の合格者について行いますが、時期は概ね12月下旬の予定です。(最終試験)

5 選考の方法

学芸員(係長級)と学芸員(一般)の選考にあたっては、第一次試験及び第二次試験の結果をもとに、成績順に選考し、申込書に記載された希望順位(第1希望、第2希望)を参考にしながら、それぞれの職種の合格者を決定します。

6 申込手続き及び受付期間等

(1) 申込時に必要な書類

- ① 別紙申込書
記載事項を訂正する場合は「=」で消し、訂正してください。
修正液等は使用しないでください。
- ② 写真(タテ 4cm、ヨコ 3cm) …… 1枚(申込書所定部分に貼付してください。)
カラー・白黒は問いません。
- ③ **通常はがき(63円) …… 1枚**
受験票を印刷して送付しますので、**宛先等何も記入しないで**添付してください。
自らが提出したハガキに自身の受験票が印刷されるとは限りません。
「年賀はがき」、「絵入りはがき」等、「通常はがき」以外のものは受付できません。
- ④ **実務実績・論文等に関する調書(別紙様式)**
別紙様式に必要な事項を記入してください。

(2) 申込手続き

記入にあたっての注意点及び申込書記入例をよく読んだ上で必要事項を記入し、写真を貼付して、通常はがきを添えて、市役所5階・職員課へ郵送又は直接持参にて提出してください。

(3) 申込受付期間

令和4年10月24日(月)から令和4年11月11日(金)まで受け付けます(土日、祝日を除く)。
 なお、受付時間は、**午前8時30分から午後5時15分まで**です。
 郵送申込:11月11日(金)消印有効

(4) 郵送での申込について

郵送で申し込む場合は、**必ず簡易書留とし、封筒の表の左隅に「採用試験申込」と赤サインペン等で朱書してください。**
 なお、**最終日までの消印のあるもの**に限り受け付けますが、最終日に投函する場合は、**必ず速達・簡易書留**としてください。
 上記の事項が守られていない場合、受験できないことがありますので十分ご注意ください。

(5) 受験票の送付

受験票の送付は、試験日の10日前までに市役所から発送しますが、11月22日(火)までに届かない場合は、問い合わせ先(職員課人材育成係)へ連絡してください。

7 採用予定日

最終合格者は、**令和5年4月1日付けで採用の予定**です。

※ 最終合格発表後に、資格を証明するものの写し及び受験資格に定める職務経験に関連する在職証明書を提出していただきますが、申込書の記載に虚偽があり受験資格に該当しないことが明らかとなった場合は、採用を取り消します。

8 給与等

(1) 給与等

給料は、民間企業等における職務経験年数、学歴及び職務内容により、一定の基準に基づいて、個別に決定されます。

令和4年4月1日の例		
学芸員 (管理職)	22歳で大学を卒業し、美術館等における学芸員としての職務経験が「20年」あり、採用時の年齢が42歳の場合	給料月額:362,100円 期末・勤勉手当(4.30月分):約1,557,000円/年 ※期末・勤勉手当は在職期間による調整あり
学芸員 (一般)	22歳で大学を卒業し、美術館等における学芸員としての職務経験が「5年」あり、採用時の年齢が27歳の場合	給料月額:229,500円 期末・勤勉手当(4.30月分):約986,000円/年 ※期末・勤勉手当は在職期間による調整あり

なお、給料、期末・勤勉手当のほか、地域手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、通勤手当、退職手当等がそれぞれの手当の支給条件に応じて支給されます。

※上記の給与は、国家公務員の給与水準などに基づいて改定されることがあります。

(2) その他

勤務場所となる各施設の屋内は原則として全面禁煙となっています。

9 その他

(1) 年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季休暇、結婚休暇、産前・産後休暇、育児休業(子が3歳になるまで)などの休暇制度があります。

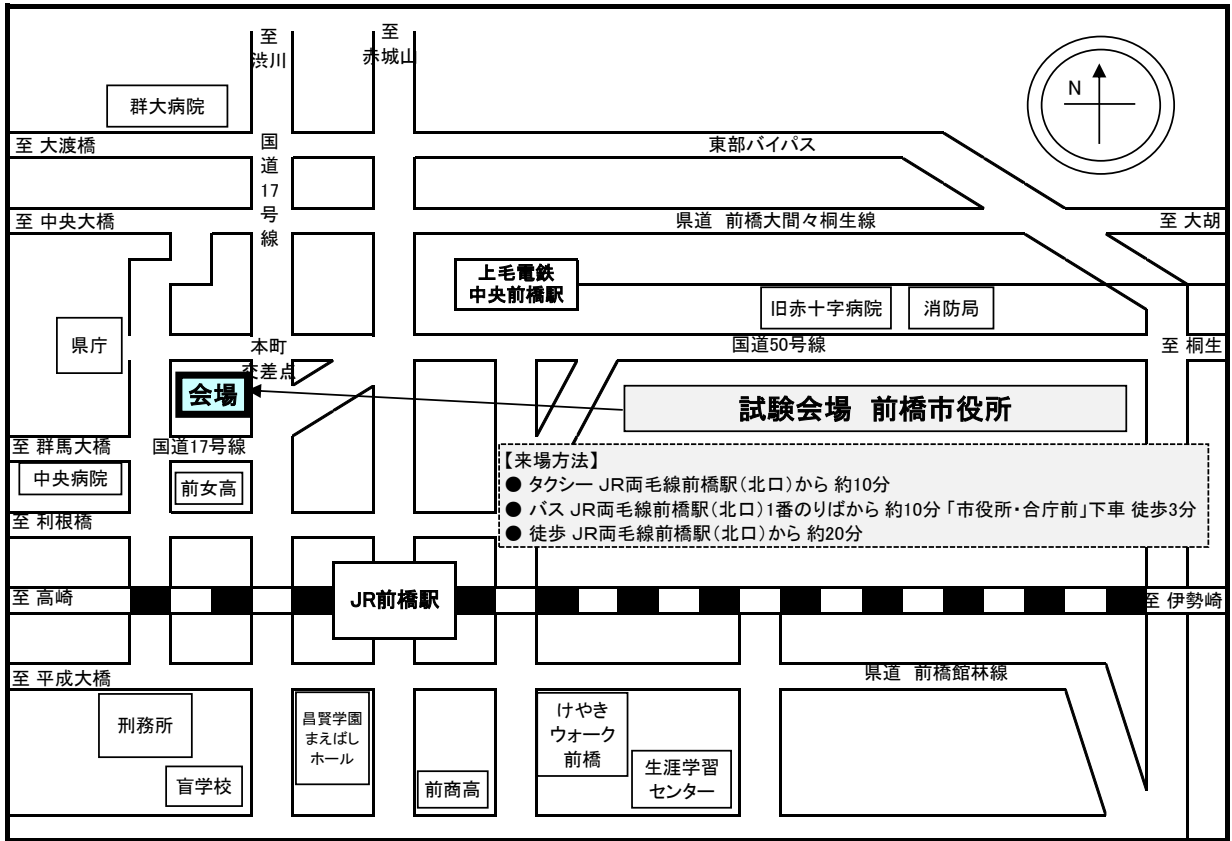
(2) 社会保険については、群馬県市町村職員共済組合に加入します。

10 試験に関する問合せ先

○前橋市総務部職員課人材育成係

郵便番号	371-8601
住所	前橋市大手町2-12-1
TEL	027-898-6503(直通) 027-224-1111(内線)3503
e-mail	shokuin@city.maebashi.gunma.jp
ホームページ	http://www.city.maebashi.gunma.jp/

試験会場案内図



※ 試験会場の指定は、受験票の送付にて行います。必ず自らの試験会場を確認してください。
 ※ 指定された試験会場以外での受験はできません。試験会場を間違えないように十分注意してください。